

テニスコートの利用料減免（免除）について

◇ 減免対象者

（１）本人

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ② 障害福祉サービス受給者
- ③ 特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- ④ 被爆者健康手帳の交付を受けている者
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ⑥ 介護保険要介護又は要支援認定を受けている者

（２）介護者（※ 本人１名につき、介護者１名まで）

- ① １２歳未満の上記障害者等に、現に付き添って介護する者
- ② １２歳以上の下記障害者等に、現に付き添って介護する者
 - （ア） 身体障害者手帳の交付を受けている者（第一種に限る。）
 - （イ） 療育手帳の交付を受けている者
 - （ウ） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（一級又は二級に限る。）
 - （エ） 障害基礎年金の受給者
 - （オ） 特別児童扶養手当の支給要件となっている障害児

◇ 減免内容

上記減免対象者と健常者が同一グループで予約し同一時間に複数面利用する場合は、利用料金の減免（免除）は１面のみとする。

◇ 申請方法

上記減免対象者の手帳又は証書をお持ちの上、窓口職員へ提示してください。